

(注) 泉質が重複する場合は次によることとする。

1 塩類泉において分類された泉質が重複する場合については、医師の意見を聴いた上、それぞれの禁忌症を併記するかどうか決定する。

(例) ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉の場合は、塩化物泉及び硫酸塩泉に該当させるのか、塩化物泉のみに該当させるのかを決定する。

2 特殊成分を含む療養泉の禁忌症は、すべてのものを併記する。(ただし重複するものはいずれか一方を除外する。)

(例) 酸性・含硫黄-ナトリウム-硫酸塩泉の場合は、酸性泉、硫黄泉及び硫酸塩泉に該当させる。

(別紙2)

温泉の適応症決定基準

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であるが、療養泉の適応症はおおむね別表1 一般的適応症及び別表2 泉質別適応症によること。

別表1 療養泉の一般的適応症 (浴用)

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性
消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

別表2 泉質別適応症

	泉 質	浴 用	飲 用
塩 類 泉	塩 化 物 泉	きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病	慢性消化器病、慢性便秘
	炭酸水素塩泉	きりきず、やけど、慢性皮膚病	慢性消化器病、糖尿病、痛風、肝臓病
	硫酸塩泉 (鉄-硫酸塩泉及びアルミニウム-硫酸塩泉を除く)	動脈硬化症、きりきず、やけど、慢性皮膚病	慢性胆嚢炎、胆石症、慢性便秘、肥満症、糖尿病、痛風
特 殊 成 分 を 含 む 療 養 泉	二酸化炭素泉	高血圧症、動脈硬化症、きりきず、やけど	慢性消化器病、慢性便秘
	含 鉄 泉	月経障害	貧血
	含 銅 - 鉄 泉	含鉄泉に準ずる	含鉄泉に準ずる
	硫 黄 泉	慢性皮膚病、慢性婦人病、きりきず、糖尿病(硫化水素型)、高血圧症、動脈硬化症、その他は上記に準ずる	糖尿病、痛風、便秘
	酸 性 泉	慢性皮膚病	慢性消化器病
	含アルミニウム泉	酸性泉に準ずる	酸性泉に準ずる
	放 射 能 泉	痛風、動脈硬化症、高血圧症、慢性胆嚢炎、胆石症、慢性皮膚病、慢性婦人病	痛風、慢性消化器病、慢性胆嚢炎、胆石症、神経痛、筋肉痛、関節痛

(注)

1 泉質が重複する場合は次によることとする。

(1) 塩類泉において分類された泉質が重複する場合については、医師の意見を聴いた上、それぞれの適応症を併記するかどうか決定する。

(例) ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉の場合は、塩化物泉及び硫酸塩泉に該当させるのか、塩化物泉のみに該当させるのかを決定する。

(2) 特殊成分を含む療養泉の適応症は、すべてのものを併記する。(ただし重複するものはいずれか一方を除外する。)

(例) 酸性・含硫黄-ナトリウム-硫酸塩泉の場合は、酸性泉、硫黄泉及び硫酸塩泉に該当させる。

2 単純温泉については泉質別適応症を定めていないが、アルカリ性単純温泉については伝統的適応症があることにかんがみ、適応症の決定に当たっては、この点に留意すること。

3 特定の源泉について別表1及び2に掲げる一般的及び泉質別適応症のほか伝統的適応症を適応症として決定する場合は、専門的知識を有する医師の意見を参考とすることが望ましい。

「温泉法第十四条の運用について」

(昭和57年5月25日 環自施第227号 都道府県温泉主管部長宛 環境庁自然保護局施設整備課長通知)

標記については、昭和五十七年五月二十五日付け環自施第二二七号環境庁自然保護局長通知により従来の通知が全面的に改正されたところであるが、その主な改正内容は下記のとおりであるので、その内容を周知徹底するとともに分析及び提示について適切な指導を行われたい。

記

- 1 禁忌症及び適応症については昭和五十三年五月一五日環自施第二十三号自然保護局長通知により改訂した鉱泉分析法指針中新泉質分類の区分に従って定めるとともに疾病名等の表現はできる限り平易な用語を使用したこと。(別添参照)
- 2 吸入療法、灌注療法等は専門医師の指導の下に行われるべきものであるので削除したこと。
- 3 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意並びに適応症の決定基準の適用対象の範囲を明確にするとともに適応症の取扱いを改めたこと。
 - (1) 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意並びに適応症の決定基準の適用対象の範囲を宿泊施設、公衆浴場等における利用とし、医療機関における温泉治療のための利用を除外したこと。
 - (2) 療養泉に係る一般的適応症を新たに定め、温泉の一般的禁忌症と併せて別表として整理したこと。
 - (3) 従来適応症については、法第十四条に基づく禁忌症と併せて掲示することとされていたが、温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であること等からその掲示については、知事の判断に委ねることとしたこと。(以下略)

「温泉法施行規則の一部改正について」

(平成17年2月28日環自整発第050228001号 都道府県知事宛 環境省自然環境局長通知)

昨年半ばより、表示なく入浴剤を添加する事例、水道水や井戸水等を沸かしたものを温泉であるかのように誤認させる事例、温泉であるにもかかわらず温泉法の許可を受けずに利用している事例などが発生した。

このような状況を踏まえ、温泉の利用の適正を図る観点から、温泉法（以下「法」という。）に基づく既存の掲示項目に加え、温泉成分に影響を与える項目を追加して掲示することを義務付けることにより、温泉事業者による温泉利用者への情報提供を充実させるため、温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成17年環境省令第2号。以下「改正省令」という。）が平成17年2月24日に公布され、附則第2項の規定は公布の日から、それ以外の規定は同年5月24日から施行されることとなった。

これらの内容等は以下のとおりであるので、了知の上、その適切な施行に努められたい。あわせて、貴管内の関係団体及び温泉事業者等に対する周知、指導方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

「温泉法第14条の運用について」（昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局長通知）のうち、「第3 掲示」は、これを廃止する。また、「温泉分析書について」（昭和53年5月15日付け環自施第214号環境庁自然保護局長通知）のうち、「指定分析機関」を「登録分析機関」に改めるものとする。

記

第一 掲示項目の追加について（省略）

第二 経過措置について（省略）

第三 掲示の方法について

1. 掲示に係る考え方について

温泉事業者による掲示の在り方に関する基本的な考え方として、まず重要なのは、的確で正確な情報提供であること。情報提供は利用者が温泉を選ぶために行われるものであるが、一方で誤った先入観に基づく短絡的な選択と

ならないよう利用者の理解の増進が必要であること。

さらに、掲示内容を分かりやすく、また掲示の仕方について工夫する必要があること。的確で正確な情報提供を確保しながら、掲示の内容が一般の利用者にとってなるべく分かりやすく、かつ、煩わしくないように工夫していくことが重要であること。

情報提供において、国と国以外の多様な主体が多角的に取り組んでいくことが重要であり、掲示の義務付けに加えて、個々の温泉の特徴や周辺環境等に応じて地方公共団体、地域、温泉事業者等多様な主体が自主的に取り組んでいくことが望ましいこと。

加えて、温泉に関する利用者の理解を得る努力が重要であること。温泉に対する利用者が期待する事項は、温泉そのもの、周辺の自然環境、食事やサービス等多様であり、利用者はそれらを総合的に評価して、利用する温泉を選択している。その意味で今回の掲示項目の追加は利用者の温泉選択の際の一つの要素としての位置付けであり、これを含めた多様な主体による創意工夫をこらした情報提供が重要であること。

2. 掲示の具体的方法について

上記第一で示した4項目（以下「追加項目」という。）については、気温の変化や利用者の多寡等により変動する可能性がある項目であるので、温泉事業者にも、温泉利用者にも分かりやすいものにするよう努めること。また、年間を通じた状況が分かるような掲示の仕方を工夫すること。

改正省令第6条の規定による掲示事項は別表の例を参考にすること。なお、追加項目のうち、該当しない項目については、その項目の記載をしなくてもよいこと。

別表のうち、成分欄の「4. 温泉の成分」については、温泉分析書（「温泉分析書について」（昭和53年5月15日付け環自施第214号通知別表の「温泉分析書」をいう。）の「5. 試料1kg中の成分、分量及び組成」の項目のうち、検出されたものはすべて掲示すること。また、温泉分析書（ただし、温泉分析書別表は除く。）をそのまま用いることも、一つの方法であると考えられること。

「温泉法第14条の運用について」（昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局長通知）のうち、「第3 掲示」は廃止したが、「温泉分析書は、温泉利用施設の管理者に保管せしめ、必要な場合は直ちに提示できるようにすること。」については、引き続き従来どおりとすること。

追加項目の記載の例示については、別途、担当課長から通知することにしたので参考にされたいこと。

3. 登録分析機関の行う温泉成分分析との関係について

今回の追加項目は、登録分析機関が行う温泉成分分析の対象には含まれないので、その旨を貴職から、貴管内の登録分析機関に周知されたいこと。

第四 制度運用に当たって留意すべき事項

1. 同一施設内に温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有する場合について

同一施設内に、温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有している施設、とりわけそれらが同一浴室内に混在する施設にあつては、温泉利用の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるよう、また、同一施設内に異なる泉質の浴槽を有している施設にあつては、それぞれの泉質の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。

2. 浴槽ごとの温泉成分等の掲示について

温泉成分等の掲示において、同一源泉から引湯し、同一浴室内その他互いに隣接した施設において利用する場合等、各施設相互間に成分の差異が全く認められないときには、まとめて掲示することができること。ただし、例えば、掲示の場所と浴室の場所が離れているような場合は、必ずしも「見やすい」場所とは言い難い場合もあることから、利用者が容易に知り得るかどうかという点に即して温泉利用の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。

3. 温泉事業者による自主的な情報提供が望ましい事項について

- (1) 加水、加温、循環及び入浴剤の添加や消毒処理の程度を表示することは、温泉利用者への情報提供を進める観点から望ましい事項であるが、これらの程度については、気温の変化や利用者の多寡により変動する可能性があること、また、測定や検証が困難であることなどから、掲示項目に加えていないが、温泉事業者の自主的な情報提供として意義があると考えられること。
- (2) 上記のほか、温泉事業者が自主的な情報提供として意義があると考えられる事項としては、以下のようなものが考えられること。
 - ①加水する場合、水道水、井戸水、沢水等の別
 - ②源泉の状況（ゆう出量、揚湯方法、pH値など）、源泉から利用の場までの供給方法・供給量
 - ③温泉利用施設の清掃の状況及び湯の入替頻度等